

第34回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成25年5月22日(水) 13:30~16:30
- 2 場所 総務省第2庁舎6階特別会議室
- 3 出席者
- (部会長) 廣松毅
- (委員) 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一
- (専門委員) 野辺地勉
- (審議協力者) 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
- (調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか
- (事務局) 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官 ほか

4 議題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について

5 概要

- 最初に、第33回部会で委員から質問のあった、審査メモ中の「(1) 調査事項の変更」の「イ 従業上の地位」において、「二つの会社で役員を兼務している場合は、どのように調査票に記入するのか」について総務省統計局から、また、部会終了後に、委員から事務局に提出された、「電子マネーによる販売の把握」及び「インターネット販売の把握」についての質問について経済産業省から、それぞれ説明が行われた。
- また、前回部会において、事務局から論点を追加した商業統計調査の「調査事項の把握方法の変更」について、経済産業省から説明があった。
- 今回の部会において、26年基礎調査において総売上高を把握することの適否を総合的に判断するため、これまでの3回の議論を踏まえ、本調査において「総売上高を把握」することの効果と懸念される事項を整理して最終的な判断をする予定であったが、都合により、次回の部会で行うこととされた。
- 審査メモ中の、「オ 商品手持額の把握」、「(2) 調査期日の変更」、「(3) 調査対象期間の変更」、「(4) 調査方法の変更 ア 本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更」、「イ 調査票の種類の変更」、「ウ オンライン調査による調査票の回収業務の対象の拡充」、「エ プレプリント事項の拡大」、「(5) 調査事項の把握方法の変更」及び「3集計事項」については、調査実施者の説明に対し適当であるとされた。
- なお、委員から、商業統計調査の調査期日について、今回の一体的実施以降は、元に戻すとの説明に関連して、この際、調査客体の立場に立って、実施期日の統一化を検討する必要があるとの発言があった。
委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

- (1) 「(1) 調査事項の変更」の「イ 従業上の地位」において、二つの会社で役員を兼務している場合の調査票の記入の仕方について (第33回部会の宿題)

- ・ いろいろなケースがあるので、調査票の記入の手引き等に、報告者が迷わないように丁寧な記載をしてほしい。

(2) 「電子マネーによる販売の把握」及び「インターネット販売の把握」について（第33回部会後の委員からの質問）

- ・ 小売物価統計調査の変更の審議においては、通信販売価格の把握について、シェアが低いと判断しており、本調査においてインターネット販売を把握するとするならば、インターネット販売のシェアを示した上で理由を明らかにしてほしい。
- ・ インターネット販売について、金額を把握できればベストだが、金額で答えられない場合に割合で報告してもらおうというのはセカンドベストである。
- ・ インターネット販売について、企業は受注の経路別に集計していないと思うので、感覚的でも、その販売割合を把握して、その結果をいかすことはセカンドベストだと思う。
- ・ 企業サイドからは、日常業務の中でできる限り簡便に答えたいので、実額でなくても、販売額の割合で答えることが可能という方法は、調査される側としては納得できる。
- ・ 何%というアバウトな数字で報告されたものを基に集計することが、どの位統計的に意味があるか、又は利活用上有効かについて、説明してほしい。
- ・ インターネット販売について、販売額を割合で回答することを可とするものの統計的な意味について、次回の部会で改めて説明してもらおうこととする。

(3) 商品手持額の把握について

- ・ 商品手持額の把握について、年末時点の把握から年初及び年末の把握とすることについては評価したいが、法人企業単位となると、商品手持額に複数の商品が含まれることとなるのではないかと懸念している。
また、商品別の商品手持額については把握困難としているが、最も販売額の大きいもの、代表的な商品について書いてもらうことはできないか。
- ・ 本社と支社の場合、支社が独立会計単位となっていない場合があり、事業所単位での把握が困難な場合がある。また、独立会計単位を持っていても売上高や仕入高を商品別に把握していないケース、複数の事業所がそれぞれ独立会計単位を持っている場合など様々なケースが考えられるので、回答が容易にできるように質問の仕方を工夫してほしい。
- ・ 調査実施者は、記入の手引き等で、回答できる場合は回答してもらえるように工夫してほしい。

(4) 「調査期日の変更」

- ・ 商業統計調査の調査期日の変更は今回限りということは、次回の調査では調査期日の変更されることになるが、継続性が保てないという影響があることを考えると、調査期日をどう整理するかということを経営者として研究してはどうか。
- ・ 統計調査全体の調査期日をどうするかということは今回の部会審議の対象ではな

いが、重要な課題であり別の場で考えたい。

- ・ 御指摘については、調査周期の問題と併せて今回の諮問に係る答申とは別に、メモとして提出することを部会長と相談したい。
- ・ 経済センサス-基礎調査と商業統計調査の調査期日を一緒にすることにより、どのくらいコストが削減できるのか、概算でいいから具体的な数値を示してほしい。
- ・ 平成 26 年度の予算は現在積算中であることから、事業所企業統計調査と商業統計調査を同時実施した際の情報を次回部会で報告をお願いする。

(5) 「調査対象期間の変更」

- ・ SNAの関係からも、調査対象期間を暦年とすることは必然だと思う。
- ・ 経済センサス-活動調査も暦年で把握しており、適切な変更だと思う。
- ・ 個人事業主にとっては年度の方が答えやすいが、所得税などは暦年で報告しているし、最近は小さな企業もパソコンなどで月ごとの売上高を把握できるので、若干の作業は伴うが許容できる範囲の変更である。

(6) 調査方法の変更「本社一括調査の調査系統、対象範囲等の変更」、「調査票の種類の変更」

- ・ 今回の変更は、本社一括の客体の範囲について、平成 24 年経済センサス-活動調査と同様の調査員調査の負担を方法へ変更するものであり、また、客体に対しても 24 年の活動調査と同じ方法で 26 年の基礎調査が継続できることは実査を担当する立場からはありがたいと考えている。
- ・ 試験調査結果からは、「総売上高」をとることにより回収率が 5%低下している。
本社一括の督促業務は地方公共団体が行うこととされているが、回収率の低下からも地方公共団体の業務が増えることが予想され、厳しい業務体制からみて、できれば督促業務は国が行ってほしい。
←基本的な考え方は変更しないが、具体的な作業内容については引き続き地方公共団体とコミュニケーションを図り、地方の負担軽減について検討していきたい。
- ・ 調査を受ける側としては、国や地方公共団体からではなく、民間事業者から督促や数値の確認を受けることには企業経営上神経質になるので、督促等を行うに当たっては、この点を配慮してほしい。
- ・ 地方公共団体が事業所に督促に行くと、今まで民間事業者が来ていたのに、どうして変更になったのかと驚かれる。本社一括の督促業務は地方公共団体が実施するならば、きちんと報告者に伝わるようにしてほしい。本社一括調査において傘下事業所、支社等の名簿整備、把握が不十分であったため、調査員が調査名簿に基づき記入依頼をしても、本社で報告すると言われるなど、協力を得られず苦勞した。名簿整備は重要である。
- ・ 調査実施者は、調査が円滑に行われるよう、地方公共団体及び民間事業者も含めて十分な意思の疎通を行って調査を実施してほしい。

(7) 「オンラインによる調査票の回収業務の対象の拡充」

- ・ オンラインによる調査票の回収業務の導入に伴い、記入時間が短縮できるとか、集計時間が短縮できるとか、誤記入が減るなど定量的なデータはあるのか。

←試験調査結果においてオンラインでの回答結果は、総売上高の記入率は 96.8%となっており、同調査項目の記入率アップにつながったと考える。

- ・ オンライン調査では、未記入があるとシステム上で記入漏れが表示されるなど、オンライン化のメリットがある。
- ・ 報告者は、オンラインと郵送の選択はどのように行うのか。
←調査票にあらかじめ ID と確認コード(パスワード)がプレプリントされているため、報告者は郵送とオンラインのどちらでも選択できるようになっている。

(8) 「プレプリント事項の拡大」

- ・ プレプリント事項を追加するものはないとあるが、積極的に国が把握している情報を報告者にフィードバックすることで、報告者もどんな形の情報を国で把握しているのか確認できることから、より拡大することが重要である。報告者も、その上できちんと回答しようとする事で記入率も向上すると思われるし、また、事業所母集団データベースが整備されようとする状況で、今後の調査においては、プレプリント事項の拡大を前向きに検討してほしい。
- ・ プレプリントの記載内容が異なっていた場合、報告者が修正して記入する意識が働くか、逆に金額等が近い数値ならそのまま提出することも考えられ、プレプリントの拡大に当たっては、検証を行うことが必要である。
- ・ プレプリント事項の拡大は、検証を進めつつも、進めていくのが正しい姿ではないか。
- ・ 調査員が高齢化しており、本来あってはならないことだが、報告者に行く前に調査票を紛失するといった事故も、実際に各都道府県で発生しているので、その点も考慮した上でプレプリントの拡大の検討を行ってほしい。
- ・ 調査票の配布のミスという危険性もあり、実証的な検証を行うことも必要ではないか。
- ・ 今回のプレプリント事項は、経営の機微に関するものではなく、公既の事実によるものであるが、東京都の御指摘は、総売上高を記載する時の話とのことでよいか。
←今回のプレプリント事項については、比較的問題は少ないと考えている。
- ・ プレプリント事項において、事業所名のふりがながプレプリントされていないとの指摘をよく受けるが、ふりがなをプレプリントすることは可能か。

(9) 「調査事項の把握方法の変更」

- ・ 補助用紙の配布については、調査票を配布する際に、その場で判断するのか。それとも全て渡すのか。
- ・ 調査票と補助用紙の使用の関係については、記入要領等に説明を記載するように工夫してほしい。

(10) 「集計結果」について

- ・ 中小企業に関する集計を行うというが、中小企業の定義はしっかり定めているのか。(西郷委員)
←中小企業基本法と同様の定義にすることとしている。
- ・ 商品手持額について、前は、産業分類 4 桁で表章されていたが、今回は産業分類

3桁と表章が粗くなることから、先の指摘とあわせて、この点も検討していただきたい。

6 次回予定

次回は、平成25年5月29日（水）10時から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

第 35 回サービス統計・企業統計部会結果概要

1 日 時 平成 25 年 5 月 29 日（水）10:00～12:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 廣松毅

（委 員） 北村行伸、西郷浩、竹原功、中村洋一

（専 門 委 員） 菅幹雄、野辺地勉

（審議協力者） 内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府

（調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか

（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官
ほか

4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について

5 概 要

- 最初に、前回部会において、委員から質問のあった審査メモ中の「インターネット販売の把握」、「商品手持額の把握」については経済産業省から、また、「調査期日の変更」、審議協力者から質問のあった「プレプリント事項の拡大」については総務省統計局から、それぞれ説明があった。
- 次に、今回の部会において、26 年基礎調査において総売上高を把握することの適否を総合的に判断するため、本調査において「総売上高を把握」することの効果と懸念される事項について本部会における審議を整理した資料について、調査実施者と事務局から説明が行われ、適当であるとされた。なお、同資料に関して審議協力者である地方公共団体から発言された要望について、上記資料に記載の対応策に追加するかどうかを検討することとされた。
- 審査メモ中の、「4 経済センサスの在り方（前回（平成 21 年）調査における今後の課題への対応）」について、調査実施者から説明された。
- 次回の部会では、部会長と事務局において作成した答申（案）等について審議を行うこととした。

委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

（1）「インターネット販売の把握」について（第 34 回部会の宿題）

- ・ 今後、インターネット販売のシェアが伸びて、売上高に占める割合が高くなった場合は大企業に対しては実数で回答していただくなど、現在の「割合」による把握の方法については、将来的な課題として検討してほしい。
- ・ 小売物価統計調査の審議の際は、同調査が物価の変動、店頭価格を把握することが目的であり、また、統計技術上の問題から把握しないこととしたが、商業統計調査の場合は構造統計であり販売形態を把握することは必要と考える。

- ・ 小規模事業所では、インターネット販売の実績を集計しておらず、伝票に遡って集計し直す必要があるところが多いので、一定の期間の伝票を抽出して割合を算出しても、実態と大きな乖離はないと考えられる。

(2) 「商品手持額の把握」について（第34回部会の宿題）

- ・ 在庫残高に係る価格指数と在庫のフローに係る価格指数は品目の構成が異なるので、マージン額を把握するには、企業単位で総額を把握するよりも、個別の商品の情報を得る方が有用だと思う。
- ・ 商品別について調査できればいいが、事業者の保有する情報を統計調査の分類に合わせて組み替える作業が必要となり、困難な状況である。
- ・ 産業連関表側では、特別調査を実施して商品別のマージンについて把握する予定と承知しており、統計データが全くないというわけではない。
- ・ 事業所単位では、商品仕入額を把握しないが、仕入先別割合をどのように集計するのか。
- ・ 企業側と商品分類が異なるのであれば、統計側でコンバーターを作ればよいのではないか。
- ・ 企業側は商品名でなくコードで管理しているので、コードの照合に膨大なコストが掛かる。技術的には可能であるが、今すぐできる状態にはない。
- ・ 平成26年調査で商品別手持額を把握することは難しいが、商品別手持額が一次側で把握できれば、それは大変望ましい。統計技術的な問題を含めて、中長期的な課題として調査実施者に検討してほしい。

(3) 「総売上高」を把握することの「効果」及び「懸念される事項」について

- ・ 総売上高を把握することの有用性は分かっているが、調査環境の悪化、情報保護意識の高まっている中での26年の同時実施であり、都道府県でもとり組みを進めているが、調査実施者においても、事業所数が非常に多いために調査員が集まりにくい地域への負担軽減、繁華街などの調査困難地域、情報保護意識の高い地域などへの何らかの対策について検討していただきたい。この点は、資料中の「今後の対応策」の中に追記してほしい。
- ・ 御要望については、上記資料の対応策に記載できるかどうか、検討してほしい。
- ・ 本社一括調査は大きなウェイトを占めていることから、本社が傘下の事業所に協力いただけるような広報活動を行うとともに、本社に強く要請してほしい。色々なテナントが入る商業施設の管理会社や関係団体にも同様に行ってほしい。また、調査名簿についても精度を上げてほしい。
←引き続きコミュニケーションの場を設け、工夫すべき事項等があれば真摯に対応していきたい。

(4) 「4 経済センサスの在り方」（前回（平成21年）調査における今後の課題への対応）

- ・ 行政記録を使っても個人企業を把握するのは諸外国でも非常に難しく、また、他国の事例をそのまま導入するわけにもいかないという事情もある。そういう意味で、事業所母集団データベースはいつになれば完成するかについては何とも言いえない。一方で、名

簿が整備されることにより、今までできなかった調査が次第に可能となり、また、精度が上がるのも確実なので、これに期待しつつ、技術的な蓄積を効率的に行っていくことが重要である。

- ・ 今回、売上高という非常に重要な統計データを把握するのであれば、母集団情報の整備にしか使わないのは、もったいない。回答者の負担、調査の手間、集計の手間をかける以上、調査実施者はもっと活用できないか研究してみる価値はあると思う。
- ・ せっかく基礎調査で得られた総売上高の情報を、どのように利用するかだけではなく、調査対象者の方々にどう還元するかということだろうと思う。これは、平成 26 年の調査が終わった後の大変大きな検討課題になろうかと思う。
- ・ 事業所母集団の整備事業が基礎調査の替わりになるとすれば、母集団整備で行われる事業所への照会業務が、調査と同じような効果をもたらすか否かということにかかってくる。調査実施者は、照会の回答状況が不十分であることの一つの根拠として法的な強制力が無いことを説明されたが、照会業務の回答状況と基礎調査で行われた場合の母集団の把握がどれくらい違うかについては、定性的な評価だけではなく、定量的な評価がないと判断できないのではないか。
←照会業務で 100%回答があったとしても行政記録の把握だけでは不足する部分があることを前提に回答させていただくが、例として新設事業所は統計調査結果から年ベースで約 28 万事業所であると想定され、そのうち行政記録情報でピックアップが可能な事業所は約 24 万事業所であると想定される。その中から照会業務で回答が得られるのは約半数の 12 万事業所、それに追加して行政記録情報のみで名簿に追加がなんとか可能な事業所が約 5 万事業所の計 17 万事業所が把握可能であると想定される。
- ・ 方向性としては、長期的に事業所母集団データベースができて、それを行政記録等を照会してメンテナンスし、アップデートするという仕組みに変えていくのが本来だと思う。したがって、基礎調査をいつまで続けるかというよりは、方向性として、照会業務の権限を強めるとか、効率的な整備をして専門家（プロファイラー）を育成して精度の高い情報を得られるような仕組みに変えていく必要がある。
- ・ 統計局作成資料の「経済センサスの枠組みについて」の記述の中で、「母集団情報の整備のための調査（基礎調査）」として、枠組みにはない（基礎調査）という文言を付記しているが、これは、26 年基礎調査を明示的に示すためという理解でよいか。
←もともと括弧書き内の「基礎調査」とは記載されていないが、現行の基本計画との関係上分かりやすくするために入れたものである。
- ・ 経済産業省作成資料中、枠組みに基づき「経済センサス-基礎調査の実施の 2 年後に商業統計調査を実施することとして考えている。」と記載されているが、この記述は、現時点における経済産業省としての考えと理解してよいか。
- ・ 今、総売上高を 26 年で基礎調査を行うということは妥当と判断頂いたが、それに関する今後の利用の仕方に関してどうするかという問題提起があった。また、事業所母集団データベースによる整備事業、特に具体的な事業所への照会業務、それから基礎調査との関係をどのように整理するかという点が指摘された。さらには、将来的に、基礎調査と事業所母集団データベースとの関係について、ビジネスレジスターがある程度整備され充実した段階では、その整備が基礎調査にとって代わるのではないかと考えられる。これらの論点を含めて、平成 26 年以降の基礎調査の在り方に関しては、平成 18 年

3月に決められた経済センサスの枠組みを超えた議論が必要になると考える。

- 今回、基礎調査という形で実態を把握せざるを得ないのはよく分かるが、一方、個別の事業所・企業への照会に、単純に強制力を付与すればいいというものではない。回答をきちんと得るための方策を講じる必要があり、強制力が全てというような単純な議論ではなく、報告者側の便益も視野に幅広く検討して取り組んでほしい。
- データベースを整備する専門家（プロファイラー）によるデータの吟味と照会も一つの方法であり、罰則を伴った強制だけが唯一の手段という考えではない。
- 基本計画に係ることと思うが、実査担当セクションの体力、能力問題をきっちり踏まえておかないと、調査計画が絵に描いた餅になってしまうおそれがある。基本計画部会の中でとりわけ重要なビジネスレジスターの整備充実を踏まえて、育成あるいは資金的な対応についても議論してほしい。
- 平成18年の経済センサスの枠組みと、統計法上規定されている事業所母集団データベースの整備に伴う照会業務、基本計画の3つをどういう形で整理するのか。基礎調査も2回目を迎え、これから平成24年分の統計法の施行状況に関して審議をしようとしている段階であるので、これまでの実績を踏まえて、この3つの関係についてどうするのかということについて、中長期的に議論していく必要がある。
- 26年調査の諮問に関する答申において、これら3つの関係の問題に触れる必要があると考えている。具体的な答申案文は事務局、調査実施者と相談をさせていただきたい。
また、経済センサスの枠組みの在り方も含む、今後の課題に関しては、事務局と調査実施者とで相談した上で整理をして、考え方のメモをできれば次回の部会に提出し議論していきたい。

6 次回予定

次回は、平成25年6月5日（水）13時半から総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することとされた。

第 36 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 25 年 6 月 5 日 (水) 13:30～15:15
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
 - (部 会 長) 廣松毅
 - (委 員) 北村行伸、竹原功
 - (専 門 委 員) 野辺地勉
 - (審議協力者) 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、埼玉県、東京都、大阪府
 - (調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか
 - (事 務 局) 内閣府統計委員会担当室：清水参事官
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官 ほか

4 議 題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について

5 概 要

- 事務局から答申案（未定稿）について説明の後、審議を行った結果、次の点を除き答申案の内容について基本的に了承された。
 - ・答申案の 1 ページの「ア 調査事項の変更」の「(ア) 変更事項 1」の「今回調査に限り適当である」の部分。
 - ・同 2 ページの「(オ) 変更事項 5」の「これについて」以下の部分。
 - ・同「3 今後の課題」の (1) から (4) まで、特に (3) の「商品手持額の把握について」等を中心に委員から意見があったので、部会長と事務局で修正を検討の上、次回の部会で、改めて答申案を提示することとした。
- 次回の部会では、本件答申案に関連して、統計委員会で発言を予定している部会長の発言（メモ）の内容について、部会長から説明が行われることとされた。

委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

(1) 「(2)理由等ア調査事項の変更 (ア) 変更事項 1」について

- ・ 「総売上高」の把握について、「今回調査に限り」という言葉を使っているが、答申にわざわざ書く必要はあるか。今後は保証されるものではなく、総売上高については、再度見直すという意味で確認的に記載するのか。
- ・ 「今回調査に限り」については、「総売上高」の把握ということだけではなく、もう少し大きな枠組みのことも表現したいという意味を持たせるために、また「3 今後の課題」にも関係するのでこの言葉を入れたが、御意見を踏まえ、修正案について、事務局と相談してまとめたい。
- ・ 「総売上高の把握」は一つのトライアルであるため、調査実施後に検証を行った上で、今後について判断する必要があると考えている。そのため、「今回調査に限り」と記載

があると誤解を生んでしまう懸念がある。

(2) 「(ウ) 変更事項 3」について

- ・ 答申案の内容はよいが、電子マネーによる販売を割合ベースで把握することについては、将来的に電子マネーが拡大することに伴い、会計上、もう少しきちんと把握されるようになるかもしれないので、調査の仕方については、今後検討してほしい。
- ・ 議事録上で残すこととしたい。

(3) 「(エ) 変更事項 4」について

- ・ インターネット販売の把握を割合ベースで行うことについても、電子マネーの販売の把握と同じく、調査の仕方については、今後検討してほしい。
- ・ 議事録上で残すこととしたい。

(4) 「(オ) 調査事項 5」について

- ・ 会計上、「流通在庫」という用語は、通常は企業間の取引で流通過程にあり、消費者の手元に渡る前段階で在庫とされているものを指す用語である。「流通在庫の把握により」が、何を指すかが具体的に分からない。また、それが、「商業マージンの正確な推計」にどのように結びつくかが原案では分からない。
- ・ 部会審議において、流通在庫の増減とか商業マージン額の把握が議論になり、それを踏まえた表現にしたつもりだが、第一段落との結びつきや、流通在庫の増減額と商業マージン額との関係について、もう少し工夫した表現としたい。
- ・ 「個人事業所における記入が困難」から「企業を対象とした把握に変更」と、個人事業所からいきなり企業へと飛ぶところが気になるので、「個人事業所」よりも「個々の事業所」とした方が分かりやすいのではないか。

(5) 「イ 調査期日の変更」について

- ・ この部分については、地方公共団体からの御意見も踏まえて、事務負担の増加の懸念について、調査実施者は十分な調整をすることが必要であると明記した。
- ・ 今回7月1日で行うことはいいが、今後、統計調査の調査期日がばらばらになっていることがいいのか、これを合わせられればデータ移送も簡単に可能になるので、調査期日を今後どうしていくかについて、全体の枠組みの中で考えていくといいのではないか。

(6) 「ウ 調査対象期間の変更」について

- ・ 過去の調査において年度単位でデータを把握していたことから、暦年でデータを把握することにより継続性という意味では少し問題があるが、調査結果の利便性という意味で、やむを得ないという結論とした。

(7) 「エ 調査対象の変更 (ア) 変更事項 1」について

- ・ 本社一括調査は大きなウェイトを占めているので、本社に対する傘下事業所への協力依頼や広報活動について、是非とも強力な要請をお願いしたい。また、督促に関しても民間の会社に委託して、地方公共団体と国が分担していけばうまくいくのではないか。

実査については、今後も、国と地方公共団体が協議させていただきたい。

- ・ 実査に当たっては、調査実施者と地方公共団体が十分協力して行うよう、再度お願いしたい。

(8) 「エ 調査対象の変更（イ）変更事項2」について
(特になし)

(9) 「エ 調査対象の変更（ウ）変更事項3」について

- ・ オンライン調査の導入は、今の統計調査の環境を踏まえると必然の方向であり、商業調査で新たに導入することは、報告者の利便性の向上に資すると認められるので適当とした。

(10) 「エ 調査対象の変更（エ）変更事項4」について

- ・ プレプリントは報告者の負担軽減に資するとともに、竹原委員から指摘があったように、調査対象者に対して、調査実施者が持っている情報の還元にも当たり、そういう意味で積極的に推し進めるべきとの考えから、その点も含めて適当とした。

(11) 「2 諮問第8号の答申「経済構造統計の指定及び平成21年に実施される経済センサス-基礎調査の計画の承認等について」(平成20年8月20日付け府統委第109号)における今後の課題への対応について」について

- ・ 前回の答申において、行政記録情報の活用の進捗状況を踏まえ、事業所母集団データベース等の母集団情報の整備に資する基礎調査の今後の在り方について検討する必要がある、と指摘されたことについて対応結果をまとめたもので、①から⑤までについて、その方向性は適当であるとした。その「方向性」に限った趣旨は、現時点ではまだ十分具体的な対応策がイメージされていないものもあること、引き続き検討していく必要があることを念頭においてこの記述とした。

(12) 「3今後の課題」の(1)「経済センサス-活動調査」の調査中間年における統計調査の枠組みの検討について

- ・ この部分は、委員長からも、経済センサス基礎調査と商業統計調査の一体的実施は、今後の経済統計の在り方にも直結する大変重要な課題であり、十分に検討するようという指示があった。今回の部会審議では、基礎調査と商業調査の範囲内に収まりきらない点も御指摘いただいたが、答申においては、諮問の内容に関して、課題の記載をその範囲にとどめた。この課題の記載に収まりきらないものに関しては、部会長メモとして、意見表明したいと考え、その準備をしている。
- ・ 今回、基礎調査の調査事項として総売上高を含めるということに関して承認いただいたが、平成18年の経済センサスの枠組みにおいて、基礎調査の今後の在り方については必ずしも明記されていないこともあり、経済センサス-活動調査の調査中間年における統計調査の枠組みについて早急に検討する必要があるとした。ただし、「政府は、産業関連統計の体系整備の観点から」と記載した点については、答申案では「経済センサスの枠組みの中で」と修正し、部会長メモの中で、「産業関連統計の」と記載するなど、

記載を整理して書き分けることを検討したい。

← 今後の検討に当たっては、統計調査の結果も踏まえて検討する部分があると考えている。

- ・ 基礎調査については中立、今後の前提とはしないと聞こえるが、他方、答申案の前ページの部分では、「母集団情報の整備等のための調査としての基礎調査の在り方を含め検討していく」とする方向性について適当であると記述しているので、両者の記述の整合性を図っていただきたい。

(13) 「3 今後の課題」の（2）母集団情報の整備等の在り方について

- ・ この部分のうち、行政記録情報の利用の仕方については部会長メモで触れたい。
- ・ 答申案の前ページで、「新たな行政記録情報の活用に向けた検討や新たな情報の収集手法を検討」と記載され、方向性としては適当であるとしているので、この部分についても両者の記述の整合性を図っていただきたい。

(14) 「3 今後の課題」の（3）商品手持額の把握について

- ・ 「商品単位」が何を指しているか、統計としてどこまで把握していくのかがはっきりと分からない。把握していくことは非常に大きな意味があると思うが、どこまで把握するかをはっきりさせないと、受ける側として今後の検討が難しいのではないか。
- ・ 商品をどのように細分化して把握しているかは、個々の企業によっても違っており、色々なレベルがあるので、研究する価値としてはあるが、どこを到達点とするかは非常に難しい。慎重に考える方がいいのではないか。
- ・ 委員の意見を踏まえて、記載することを含め検討したい。

(15) 「3 今後の課題」の（4）プレプリント事項の拡大について

- ・ 機密保護の点について地方公共団体から提示された調査票を紛失したときのリスクを踏まえると、オンライン調査の促進ということが考えられる。
今後の課題として、オンライン上は多くのプレプリントした情報を入れて、調査票として配布する場合には、今のような形でプレプリントするといった差を付けることによって、オンライン調査が促進されるようにするという工夫の仕方もあるのではないか。
- ・ プレプリントによるオンライン調査への誘導という意味もあるので、検討したい。
- ・ 「次回調査までに検討する必要がある」と記載しているが、次回調査が何を指すのか不明であり、明記すべきである。

6 次回予定

次回は、平成 25 年 6 月 14 日（金）13 時半から総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室において開催することとされた。

第 37 回サービス統計・企業統計部会結果概要

- 1 日時 平成 25 年 6 月 14 日（金）13:30～14:50
- 2 場所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
- （部会長） 廣松毅
- （委員） 西郷浩、北村行伸、竹原功、中村洋一
- （専門委員） 菅幹雄、野辺地勉
- （審議協力者） 内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、
国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府
- （調査実施者） 総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課 佐藤課長 ほか
経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室 若林室長 ほか
- （事務局） 内閣府統計委員会担当室：村上室長
総務省政策統括官付統計審査官室：山田統計審査官、坂井国際統計企画官
ほか

4 議題 経済センサス-基礎調査及び商業統計調査の変更について

5 概要

- 事務局から、前回部会の審議結果を踏まえ修正された答申（案）について説明が行われ、審議された結果、一部を除き基本的に了承された。
- 答申（案）の「3 今後の課題」の「（1）経済センサス-活動調査」の調査中間年における統計調査の枠組みの検討について」の記載内容について、修正意見が出された。これについては、部会において検討したものの、修文案については、部会長一任とされた。
- 部会長から本件答申に関連して、部会長が統計委員会における答申（案）の説明の際に発言を予定している部会長発言メモ（「平成 26 年経済センサス-基礎調査及び同年に実施される商業統計調査の変更の審議の際に出された意見について」）について説明があった。これについては、答申と連動する部分について、更に修正を加えた上で、6 月 21 日の統計委員会で発言されることで了解された。
委員・専門委員等からの主な意見等は以下のとおり。

- （1）答申案「（ア）変更事項 1」と、これに関連する「3 今後の課題」の「（1）「経済センサス-活動調査」の調査中間年における統計調査の枠組みの検討について」の修正について

【「総売上高」調査の在り方関係】

- ・ 答申案 6 ページの「3 今後の課題」の（1）の「「総売上高」調査の在り方」という表現について、本質的に基礎調査は「母集団」調査という位置づけだと思うので、「母集団調査の在り方」という表現が適切ではないか。
- ・ 「総売上高」を把握することが、この調査の本来の目的ではなく、「母集団」を整備することが目的である。「総売上高」調査の在り方」とすると、「総売上高」を把握することが目的であるととられる可能性があるため、再検討してほしい。
- ・ 3 の（2）で、母集団情報の整備の在り方について記載しているので、それで目的に

係る懸念はリカバリーしていると考えられないか。「母集団」調査をするという話が大前提にあるのは理解できるが、「総売上高」という言葉が消えてしまうと、それを焦点として本部会で議論してきたことが見えなくなってしまう。

- 26年基礎調査が「総売上高」を把握することが目的であるととられないかを懸念する。あくまでも、これは母集団整備の一環としての手段であるので、それが分かるように文言を書くべき。もし、「総売上高」を残すのであれば、「母集団の整備を目的として」という文言が入らないとまずいのではないか。
- 1ページの調査事項の変更の（ア）変更事項1に、「基礎調査の調査事項について、総務省の申請では、平成25年1月から運用が開始された事業所母集団データベースのデータ補完を目的として、年間総売上を新たに把握する計画である。」と書いてあり、この調査が売上高だけを把握するものではないということは分かるのではないか。しかし、もう少し詳しく誤解のないように言葉を加えるというのはいいと思う。
- 資料2の部会長発言メモの2ページ目の最初の6行目に「「経済センサス-活動調査」の中間年における統計調査の在り方について」という同じ様な言葉が出てくるが、これとは使い分けをしているのか。そもそも答申案でいう統計調査は何を示しているのか、基礎調査を言っているのか、それとも調査という一般名詞なのか、そこを念のため確認して議論した方がいいのではないか。
- 答申案の6ページの3の（1）の表現が、経済センサス-活動調査の調査中間年における統計調査の枠組みとなっており、経済センサス-活動調査の間にある統計調査を全て含むようにも読める。そして、その枠組みと言いながら、今後の「総売上高」調査と言われると、この表現が一般的ではないため、売上高をとっている統計は全てそこに含まれるように読めることを懸念している。しかも「総売上高」調査の在り方や調査期日の在り方となっているので、前の枠組みのところの表現も含めると、基礎調査のことを言っているのか、あらゆる統計調査のことを言っているのか、非常に分かりにくいので、ここは明確にした方がよい。
- 基礎調査における母集団情報の整備というのを検討していく中で、今後の課題とも関連する「総売上高」調査の在り方についての議論になったものであり、基礎調査の中の母集団情報をどのように捉えていくかというのが一つのテーマ。そこから派生して、調査中間年における統計調査の枠組みの中で、「総売上高」とか調査期日を今後可能な範囲で効率化を図るといった、話が出てきた。これらがうまく表現しきれていないのかもしれない。
- 委員等からの御指摘は、3の（1）の「～調査中間年における統計調査の～」の「統計調査」にどこまで含めるのか。そして「総売上高」調査という言葉について、その意味するところはあくまで母集団情報を整備するために売上高を把握する調査であるということを明確にすべきという御意見と整理される。
- 統計調査の範囲について、一つの案だが、「経済センサスの枠組み」では、「5年周期で実施する調査の間に実施する母集団情報の整備等のための調査」という形で限定をかけているので、そういう言い方とするのは一つの手だと思う。その際に、紛れがないように、あくまで引用部分であることを明確にするため、かぎ括弧をつけるような形にすれば、この議論は収束するのではないか。
- 平成18年の時の議論では、まだ活動調査とか基礎調査という言葉は用いられておら

ず、そういう名称はなかった。そこで言う5年周期で実施する調査というのは活動調査のことである。その間に実施する母集団情報の整備等のための調査が、21年調査の時に、基礎調査と呼ばれるようになった。その点を明らかにするために、引用と分かるように括弧を付けた上で、5年周期で実施する調査、括弧付きで経済センサス-活動調査、というようにすればどうか。

- 本部会では、基礎調査で「総売上高」をとること、26年基礎調査の在り方も議論したところ。前段で基礎調査と限定した上で、基礎調査とはできないので「総売上高」をとる調査というものの在り方をどうするかということで、このような形に提示させていただいた。参考までに言うと、母集団情報整備の件については、(2)に位置づけの検討を入れ込んで、二つ併せて読んでいただこうと考えた。
- 「総売上高」調査を、ここまで特定すると、「総売上高」を把握するために、この調査が存在するという理解になってしまう。私は、母集団を把握する中で今回一つのトライアルとして、可能性として売上高をとったものであり、次回はとらないかもしれないし、それは、今後の検討に依存すると理解している。このような記載のニュアンスだと、あたかも「総売上高」調査というのは、今後整備しなければいけない対象であって、そういう位置づけになってしまう。
- 在り方「も含め」とし、これはサブとして含めて検討するということを明示している。「総売上高」調査が目的としてあって、これを検討するとの趣旨ではなく、26年基礎調査実施後の枠組みについて検討することに併せて、この部分を含めて検討するという趣旨で書かせていただいた。
- 「総売上高」調査という一語になっているのを、「総売上高」に係る調査とかに修正するのはどうか。
- 「総売上高」を調査項目の中に含めるべきかどうかということを議論したのであって、「総売上高」調査が無定義語になってしまっているから、混乱していると思う。「総売上高」を調査項目の中に含めるべきかどうか、また、他統計調査との関係で期日をどうすべきかどうかであり、「総売上高」調査という用語は使わない方がよいのではないか。

【調査期日関係】

- 「母集団調査の在り方」に修正し、「調査期日の在り方」は削除してもよいのではないか。
- 「今後の「総売上高」調査の在り方や調査期日の在り方も含め」としたのは、野辺地専門委員から問題提起があった「調査期日の在り方」についても記載しているので、削除はどうかと思う。
- 事務局からも説明があったが、課題により具体性をもたせるという意味で「総売上高」と調査期日という具体的な検討課題が入ったと思うので、これらは残しておいた方がいいと思う。
- 3の(1)の統計調査の枠組みについて、そこは端的に言うと現在の基礎調査のことを指しているということであれば、それでいいが、次に続く調査期日の在り方については、基礎調査そのものの調査期日の在り方の議論ではなかったと思う。仮に、書くのであれば、調査期日の在り方というのは、他の調査との関連の中での記述とした方がいいので

はないか。

【(1) 全体関係】

- ・ 答申案に付けている別紙については、部会で長時間にわたり議論いただいた結果をまとめたもので、今後の議論のたたき台又は出発点として、こういう資料を残しておくことがいいのではないかと判断した。

6 ページの 3 (1) については、平成 18 年に「経済センサスの枠組みについて」という申合せができており、その中は、「5 年周期で実施する間に実施する母集団情報の整備等のための調査」という言葉が使われており、それを、今回特に、平成 26 年基礎調査において「総売上高」を調査項目として採用するというので、こういう表現とした。

- ・ 今後も売上高をとっていくのかを含めて、母集団情報をどのように把握していくかといった進め方を更に検討する必要があるということと、もう一步進んで派生的に出てきた話として、今後の統計調査全体の枠組みの中で「総売上高」とか調査期日が今後どうなるかというのを踏まえながら全体像を検討するという、並列で表現した方がいいのではないか。
- ・ 3 の (1) の二行目の「統計調査の枠組み」に関しては、御意見があったことを踏まえ追記したい。
- ・ 御指摘いただいたのは、3 の (1) の 2 行目の「調査中間年における統計調査」の範囲は何を意味するのか。今後の「総売上高」調査という言葉を再考すると同時に、「総売上高」の把握について今回は母集団情報を整備するために必要だと判断したが、それが調査項目の一つであることを明示すること、さらにもう一つは調査期日の在り方に関して、他の調査、特に商業統計の場合に、次回は、平成 26 年 7 月 1 日に調査することとして、その次はどうするかという点も当然決めなければいけない。大きく以上 3 つの点をうまく表現するように修文したい。
- ・ どういう形で修文するかについては、少し時間を頂きたい。

(2) 「(オ) 調査事項 5」の修正点について

- ・ SNA という意味でのマージンを把握するためには、販売額と仕入額と期初期末の在庫残高が必要となり、今までは 3 つしかなかったものが、今回 4 つ目が埋まるので、これによって計算できるということになるが、それが商品別にそれぞれ必要であって、それは無理だということ。非常に調査客体が大きい調査で、一種類しか扱っていない業者、あるいは、ある商品の取扱額が非常に大きい業者があれば、個別にマージン額が計算できる。ただ、そういう業者の情報がどれだけ集まるか分からないので、可能性につながるという言い方にした。
- ・ 婉曲的な表現だが、可能性という言葉は残しておくことにする。

(3) 「2 前回の答申における今後の課題への対応について」とこれに関連する「3 今後の課題」の (2) 及び (3) の部分の修正について

- ・ 方向性としては適当であるという意味は、具体性はないが適当であるということか。
- ・ 答申案 5 ページの一番下に、「方向性」という言葉を入れたのは、①から③までについて現時点では必ずしも具体的な案が出ているわけではないので、この方向を目指して

一層努力してくださいという趣旨である。①では不足があると指摘し、その部分を補っていただきたい。②は検討途上。③に関しても整備途上で、これらを一層進めていただきたいという趣旨である。

- ・ 3の(2)の1行目で「行政記録等」とあるが、3の(2)の①では、「行政記録情報」としているのので、「行政記録情報」に統一する。
- ・ 3の(2)の②の「母集団情報の整備等のための調査の在り方」という表現と3の(1)「～統計調査の枠組みにおける、今後の「総売上高」調査～」の関係が微妙に重複しているように見えるので整理が必要である。
- ・ (2)は26年基礎調査、母集団情報の整備に特化した部分、(3)は商業調査に特化したもの。(1)はもう少し広めのことを言おうとした。委員から指摘があったように、(1)の表現は短い文章にかなり詰め込みすぎた感がある。

(4) 今後の課題の結論について

- ・ 3の(1)については、御意見をたくさん頂いたが、本部会中には修文できないので、この部分は部会長に一任ということでお願いしたい。

(5) 部会長発言メモの『1 経済センサスの体系整備の観点からの、今後の「総売上高」調査の在り方と「平成 26 年経済センサス-基礎調査」実施後の「経済センサス-活動調査」の調査中間年における統計調査の枠組みの検討について』及び『2 統計調査の成果の調査協力者への還元について』

- ・ 母集団情報について、経済センサスに関連して母集団情報を議論したが、企業とか事業所を対象とする母集団をどのように整備して、共通化して、最新のデータを母集団の中に反映させていくのか、プレプリントにも関係してくるが、これらをどのように母集団を整備し効率的に正確なものを把握していくのか、一つの方向感の中で進んでほしいと思っている。
- ・ 母集団情報の共有整備に関しては、当然のことながらビジネスレジスターという形で整備される。そのために基礎調査だけではなく、母集団情報を整備するための事業も別途行われる。その方向は今後もし是非続けてもらいたい。
- ・ 1 ページ目の最終の段落の所で、「経済情報・企業情報をこの激変する環境の中で整備していくということを本気で、全体として考えていただきたい」と言われているように受け止めた。また、その中で非常に大事なものは、レジスターだと思う。

資料2の調査協力者への統計調査成果の還元の部分についても、統計委員会でメモという形で言っただけなのは非常にありがたい。

6 今後の予定

予定していた審議は全て終了したことから、平成25年6月21日(金)の統計委員会において答申案を諮ることにした。